

居宅サービス利用契約書

(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

医療法人 朋寿会

介護老人保健施設

福の里 花乃邸

短期入所療養介護サービス利用契約書

ご利用者 _____ を甲とし、
事業者 医療法人 朋寿会 介護老人保健施設 福の里 花乃邸 を乙とし、
下記のとおり短期入所療養介護サービス契約を締結します。

第1条（短期入所療養介護サービスの目的）

乙は甲に対し、介護保険法令の趣旨に従って、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

第2条（事業者及び施設）

1. 乙は、介護保険法令に基づいて、愛知県知事から指定をうけた指定短期療養介護事業者です。
2. 施設の概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第3条（契約期間と更新）

1. この契約の有効期間は、契約締結の日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約期間満了日の7日前までに、甲から書面による更新拒絶の申し入れがない場合、この契約は自動更新され、以後も同様とします。

第4条（短期入所療養介護サービスの基本内容）

1. 乙は甲に対して、甲が一時的に居宅において日常生活を営むのが困難な場合に、乙の運営する第2条の施設において、短期入所療養介護サービスを提供します。なお、サービスの内容については、別紙「重要事項説明書」記載のとおりです。
2. 乙は、介護保険給付短期入所療養介護サービスとして、①食事、排泄、入浴、着替え等の介助その他日常生活上の世話、②機能訓練、③病状安定期の医療、④相談及び援助、⑤送迎（身体的事情等から送迎が必要な場合）を提供できます。
3. 乙は、介護保険給付外短期入所療養介護サービスとして、①特別な居室の利用、②送迎（前項に定める以外）、③食材の提供、④教養娯楽サービスの利用、⑤レクリエーション行事等を提供できます。

第5条（短期入所療養介護サービスの基本方針）

1. 乙は、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議を通じて、甲の心身状態、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するように努めます。
2. 乙は甲の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、短期入所療養介護サービスの目標を設定し、第7条に規定する短期入所療養介護計画が作成されたときにはこれに基づき、そうでない場合は居宅サービス計画にそって、計画的にサービスを行います。
3. 乙は、提供する短期入所療養介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもって短期入所療養介護サービスの提供を行います。
4. 乙は、甲の被保険者証に認定審査会の意見が付されているときは、それに配慮してサービスの提供を行います。
5. 乙は、懇切丁寧を旨としてサービスを提供するよう努め、本条のサービスの提供にあたって甲及び身元引受人から説明を求められたときは、提供方法等についてわかりやすく説明します。
6. 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲の身体の拘束あるいはその他甲の行動を制限しません。

第6条（他のサービス提供者との連携）

乙は、甲に対して短期入所療養介護サービスを提供するにあたり、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第7条（短期入所療養介護計画の作成・変更）

1. 乙は、甲が相当期間以上継続して入所する場合には、甲の心身状況や希望及びそのおかれている環境を踏まえて、他の短期入所療養介護施設職員と協議の上で速やかに、短期入所療養介護計画を作成します。
2. 短期入所療養介護計画には、短期入所療養介護の目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
3. 短期入所療養介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
4. 乙は、短期入所療養介護計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、甲の希望にも配慮し、必要に応じて当該短期入所療養介護計画の変更を行います。また、居宅サービス計画（ケアプラン）に変更があった場合も同様です。
5. 甲は、乙に対し、いつでも短期入所療養介護計画作成の内容を変更するよう申出ることができます。この場合、乙は明らかに変更の必要がないとき又は変更が第1条の趣旨に反する場合を除き、甲の希望に添うように計画を変更します。
6. 乙は、短期入所療養介護計画を作成又は変更したときには甲及び身元引受人に対しそ

の内容を説明し、甲の同意を得ます。

第 8 条（居宅サービス計画変更の援助）

乙は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合で、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望するときは、速やかに居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

第 9 条（甲の短期入所療養介護サービス利用）

1. 乙が提供する短期入所療養介護サービスのうち、甲が利用するサービスの具体的な内容は、短期入所療養介護サービス利用申込の都度、甲と乙との文書による合意により決めるものとします。
2. 甲が乙の提供する短期入所療養介護サービスを受けようとする場合には、甲は、利用を希望する期間の初日の 1 ヶ月前から、乙に対して利用する期間を明示して申込むものとします。これに対して乙は、居室が確保できないなど施設運営に著しい支障をきたさない限り、甲の利用を断ることはできません。
3. 乙は、前項後段において甲の利用を断る場合にあっては、甲の利用する居宅介護支援事業者への連絡、その他適当な短期入所療養介護事業者の紹介等必要な措置を講じます。
4. 甲は、乙の施設を利用するにあたって、別紙「重要事項説明書」記載の留意事項及び別に乙が定める施設管理規定に従います。

第 10 条（居室の変更）

入所後、甲から居室の変更の申出があった場合で、乙がその申出を相当と認めたとき、又は、乙が施設運営上特に必要と認めたときには、居室の変更を行います。

第 11 条（健康管理）

乙は、常に甲の健康状態に留意するとともに、適宜看護職員による健康相談と別紙「重要事項説明書」記載の医師により診察を実施します。

第 12 条（相談及び援助）

乙は、常に甲の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、甲及びその家族に対して心配事や悩みについての相談及び援助に努めます。

第 13 条（財産の保全・管理）

乙は、甲から金銭その他の財産について預ったり管理するよう依頼があっても原則としてお断りいたします。但し、甲又は身元引受人において特別な事情により管理が困難と認められる場合に限り、相談に応じます。

第 14 条（短期入所療養介護サービスの提供記録）

1. 乙は甲に対して短期入所療養介護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、請求書に記載します。
2. 乙は、甲に対する短期入所療養介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から 2 年間保存します。

第 15 条（利用料等）

1. 甲は乙に対して、乙から提供を受ける各種介護保険給付サービスならびに各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
2. 乙は甲に対し、毎月翌月 10 日までに、当月の利用料等の請求書を発行します。請求書には、甲が利用した各種サービスにつき、種類毎に利用回数、利用単位の内訳、介護保険適用の有無を明示します。
3. 甲は、乙に対し、当月の利用料等を、翌月 25 日までに、銀行振込みにて支払います。なお、銀行振り込み手数料は、甲の負担とする。
4. 乙は甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対して、領収証を発行します。領収証には、乙が提供する各種サービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を明示します。

第 16 条（利用料の滞納）

甲が乙に支払うべき利用料等を正当な理由なく 2 ヶ月以上滞納した場合において、乙が甲に対して 2 週間以内に滞納金額を支払うよう催告したにもかかわらず、全額の支払いがないとき、乙は、全額の支払いがあるまで甲の利用をお断りすることがあります。

第 17 条（秘密保持）

1. 乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り、甲に対する介護サービスの提供にあたって知り得た甲又はその家族の秘密を漏らしません。
2. 乙は、乙の職員が退職後在職中業務上知り得た甲又はその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。
3. 乙は、甲から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において甲の個人情報を用いません。
4. 乙は、甲の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

第 18 条（損害賠償）

1. 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対して損害を賠償します。但し、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減ずることができます。
2. 乙は、万が一の事故の発生に備えて、損害保険会社の損害賠償責任保険に加入してい

ます。

3. 甲の故意又は重過失により、乙の施設又は備品の利用につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合には、その費用は甲が負担します。

第 19 条（契約の終了）

次の各号に該当するときは、この契約は終了します。

1. 要介護認定更新において、甲が自立と認定された場合。
2. 甲が死亡した場合。
3. 第 20 条に基づき、甲が契約解除を申出た場合。
4. 第 21 条第 1 項に基づき契約の解除を通告し、予告期間が満了した場合。
5. 第 21 条第 2 項に基づき契約の解除を通告した場合。

第 20 条（甲の契約解除）

甲は、現に短期入所療養介護サービスを利用中でない限り、いつでもこの契約を解除することができます。

第 21 条（乙の契約解除）

1. 乙は、次の各号に該当する場合には、この契約を解除できます。但し、乙は 30 日間の予告期間をおくものとします。
 - ① 第 16 条の利用停止にもかかわらず、滞納額全額の支払いがない場合。
 - ② 甲が故意に法令や施設管理規定等に違反し、あるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がない場合。
 - ③ 甲が要介護認定において自立と認定された場合。
 - ④ 甲の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
2. 乙は、次の各号に該当する場合には、事態の回復が見込めないときは、即座にこの契約を解除できます。
 - ① 伝染性疾患により他の利用者の生命又は健康に重大影響を及ぼす恐れがあり、かつ治療が必要である場合。
 - ② 甲の行動が他の利用者の生命又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ甲に対する通常の介護方法ではこれを予防できない場合。
 - ③ 甲の病状、心身状態等が著しく悪化し、施設での適切な短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合。

第 22 条（清算）

乙が、短期入所療養介護に関して、甲から事前に受領している利用料等があり、契約の中途解約等により清算の必要が生じた場合は、乙はサービスの未給付分等必要な金額を速やかに甲に返還します。

第 23 条（苦情処理）

1. 甲又はその家族は、提供された介護サービス等に苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立窓口に苦情を申し立てることができます。
2. 甲は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
3. 乙は、甲又はその家族が 1 項又は 2 項の苦情申立を行った場合に、これを理由として甲に対し、何らの差別待遇もいたしません。
4. 甲又はその家族より苦情申立があった場合は、乙は迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

第 24 条（緊急時の対応）

乙は、介護サービスの提供中に甲の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに下記の主治医又は協力医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは救急入院等必要な措置が受けられるようにします。

病院名

主治医

住 所

電話番号

この場合、予め甲の指定する下記緊急連絡先に対し、直ちに連絡します。

連絡先

続 柄

住 所

電話番号

第 25 条 (合意管轄)

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた場合は、法人の所在地を管轄する地方裁判所をもって第一審裁判所とすることを、甲及び乙は予め合意します。

第 26 条 (契約に定めのない事項)

この契約に定めのない事項につき疑義のあるときは、介護保険法令その他諸法令を尊重し、甲及び身元引受人と乙とは、協議のうえ、誠意をもって解決するものとします。

以上の契約の証しとして本契約書を 2 通作成し、甲及び乙は署名又は記名押印のうえ、各自その 1 通を保有します。

令和 年 月 日

(ご利用者；甲) 私は、以上の契約につき説明を受け、内容を理解しました。私は、この契約に定めるところに従い、貴施設における各種の介護サービスを利用することを申し込めます。

住 所

氏 名

電話番号

(FAX)

(署名代行者) 私は、下記の理由により利用者に代わり、上記署名を行いました。私は利用者本人の契約意思を確認しました。

住 所

氏 名

電話番号

(FAX)

署名を代行した理由

(身元引受人) 私は、以上の契約内容につき貴施設から説明を受け、身元引受人の責任につき理解しました。

住 所

氏 名

電話番号
(FAX)

(事業者；乙) 当施設は、指定短期入所療養介護事業者として、甲の申し込みを受託し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任をもって行います。

所在地 〒453-0816
愛知県名古屋市中村区京田町3丁目60番地
名 称 医療法人 朋寿会
介護老人保健施設 福の里 花乃邸
代表者 理事長 野村 敬史 印
電話番号 052-482-8811
(FAX) 052-482-8812